

#### 別記4「企業区分」

以下の中小企業基本法における定義のうち、業種毎に定められた資本金または出資の総額、あるいは常時使用する従業員の数のうち、どちらか一方でも満たす場合は中小企業に分類し、どちらも満たさない場合は大企業に分類する。

業種の分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定を参照）

業種	資本金または 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	3億円以下	300人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※会社法人に限らず、同程度の従業員規模以内の法人、個人事業主を含む。